

私学振興に関する意見書

東京の私立学校は、それぞれ独自の建学の精神や教育理念に基づき、新しい時代に対応する個性的で特色ある教育を積極的に展開しており、東京都ひいては日本における公教育の進展に寄与しています。

現在、都内の学校に在学する園児・児童・生徒のうち、私立学校に在学・在園する割合は、高等学校で約6割、幼稚園では約9割を占めています。私立学校が東京の公教育に果たす役割は極めて大きいといえますが、少子化の影響等により、私立学校の経営は厳しさを増しています。

公教育の健全な発展のためには、私立学校振興助成法第一条に規定するとおり、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立高等学校等の経営の健全性を高めていくことが求められます。

よって、中央区議会は、政府に対し、教育基本法第八条に規定される「私立学校教育の振興」を名実共に確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、左記の事項について強く要望します。

記

- 一 私立高等学校等の経常費助成等に対する補助を拡充すること。
- 二 私立高等学校等における耐震化、省エネルギー設備導入など、施設・設備に対する補助制度を拡充すること。
- 三 より一層の保護者負担の軽減を図るため、私立高等学校等就学支援金制度を拡充改善するとともに、都道府県の行う補助に対する国の支援を拡充すること。
- 四 都道府県の行う私立高等学校等奨学金事業に対する国の支援を拡充すること。
- 五 私立専修学校については、専門課程及び高等課程に対する新たな助成制度を設けること。

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

平成二十八年十一月三十日

東京都中央区議会議長 押田 まり子

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
少子化対策担当大臣
あて